

建築士法第27条の2第7項に基づく

「開設者・管理建築士のための建築士事務所 管理研修会」

- 平成26年6月27日に公布された「建築士法の一部を改正する法律案」(施行日:公布後1年以内)において、管理建築士の責務が明確化されました。
- これまでの相次ぐ建築士法の改正により開設者と管理建築士の役割・責任は一段と重くなり、最新の技術や法制度への精通が業務委託者(建築主)から求められています。
- 開設者及び管理建築士の方は**5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて本研修会を定期的に受講**されることをお勧めします。

1. この研修会を受講する意義は？

- (1) 平成18年の建築士法改正では、管理建築士は**3年以上の実務経験と「管理建築士講習」(法定講習)の受講・修了**が必要となりました。
- (2) しかし、この「管理建築士講習」は、**1回のみ受講・修了すれば終身有効**となっており、また、**建築士でない開設者に対しては唯一の受講機会**となります。
- (3) 建築士事務所の**業務に責任をもち契約締結者となる開設者**と、建築士事務所を**管理し技術的事項を統括する管理建築士**は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者(建築主)に対する責任を負っています。平成26年6月27日に公布された改正建築士法では、管理建築士の責務が明確化されました。
- (4) このため開設者と管理建築士は、**社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上**していくことが求められています。
- (5) 本研修会は、建築士事務所の運営・管理を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、**継続的に資質の維持向上を図り、業務委託者(建築主)の期待に応える**べく、業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。
- (6) 建築士事務所の開設者及び管理建築士の皆様におかれましては、ぜひ本研修会を**定期的に受講**し、資質の維持向上にご活用下さい。

2. 研修会の講義内容は？

■ 研修会は①基礎編、②実務編[応用編]、③地域編の三編から成り立っています。テキストの主な内容(基礎編、実務編[応用編])は以下のとおりです。地域編の内容は各事務所協会によって異なります。

①基礎編

- I. 建築士及び建築士事務所の倫理と責務
- II. 建築士事務所の運営管理
 1. 建築士事務所の開設等
 2. 建築士事務所の維持管理
- III. プロジェクト業務の運営管理
 1. 業務委託契約
 2. 設計及び工事監理等の実施
 3. 外注委託の管理
- IV. 建築士事務所の労務・財務管理
 1. 労務管理
 2. 原価管理と財務管理

②実務編[応用編]

- I. ニーズの変化と持続的経営のための対応
 1. 設計者選定について
 2. 設計・工事監理業務の基本的な流れの変化
 3. 新築中心から維持管理・リノベーション重視へ
 4. 設計基準の多様化とその対応
 5. 安全・安心への取り組み
 6. 環境への対応
 7. ユニバーサルデザインへの対応
 8. イノベーションの可能性
 9. 景観まちづくり
 10. その他の重要情報
- II. 建築士事務所リスク
 1. リスクへの対応の必要性
 2. 建築士事務所の業務継続と継承問題
 3. 苦情解決業務の事例に学ぶ
 4. 建築士事務所賠償責任保険の事故例に学ぶ
 5. 係争事例、判例に学ぶ
 6. 懲戒処分・監督処分の事例に学ぶ
 7. 情報セキュリティ問題の事例に学ぶ

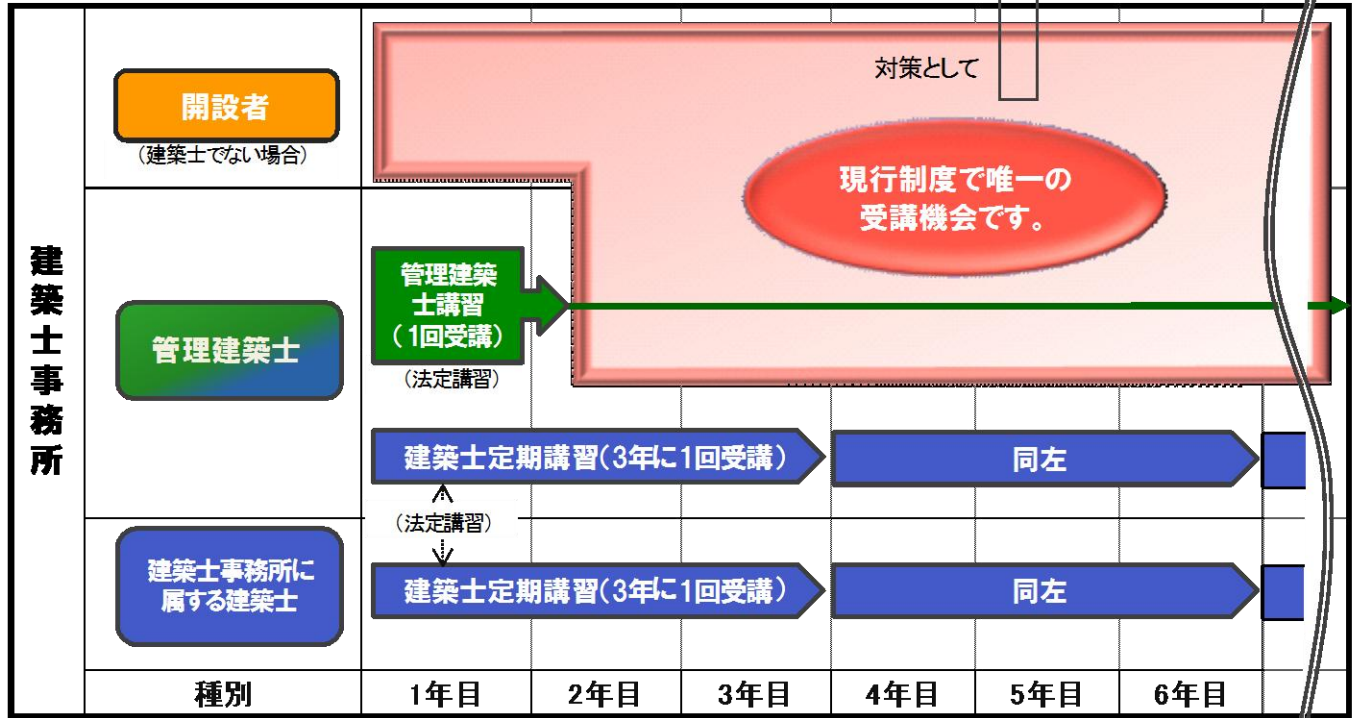
※②実務編[応用編]は、各事務所協会により研修内容が異なります。

3. この研修会の位置付け

建築士法第27条の2第7項に基づく
**「開設者・管理建築士のための
 建築士事務所の管理研修会」**
 の位置付け(イメージ)

定期的な学習のため、本研修会の受講が有効

- 開設者・管理建築士としての継続的な資質の維持向上
- 【基礎編】
 - ・建築士事務所に関する法令・品質管理等の重要事項
 - 【実務編[応用編]】
 - ・建築士事務所の持続的経営やリスク等の実務関連事項



4. 各講習・研修の実施根拠等

講習・研修	実施根拠	受講頻度	目的	講義内容等
本研修会	建築士法第27条の2第7項	5年に1回 (推奨)	開設者・管理建築士の継続的な資質の維持向上	【基礎編】 ・建築士事務所に関する法令・品質管理等の重要事項 【実務編[応用編]】 ・建築士事務所の持続的経営やリスク等の実務関連事項
管理建築士講習	建築士法第24条第2項 (法定講習)	1回	管理建築士の要件強化	【法令科目】 ・関係法令のうち建築士事務所に関する事項 【品質科目】 ・建築士事務所における業務の進め方、経営管理、技術者管理に関する事項 etc.
建築士定期講習	建築士法第22条の2 (法定講習)	3年に1回	所属建築士としての資質の維持向上	【法令科目】 ・関係法令の最近の改正内容等 【設計・工事監理科目】 ・最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、事故・処分事例 etc.